

高所作業車運転者教本（技能講習テキスト） No.111510
 新旧対照表 改訂第6版（平成30年12月26日）

改訂第5版3刷（平成29年6月23日）			改訂第6版（平成30年12月26日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
82	8行目	③作業者は必ず保護帽、安全帯を着用する。	82	8行目	③作業者は必ず保護帽、安全帯(注)を着用する。 <u>(注) 建設現場では、指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」が定着していることから、本書では、関係法令の条文を除き、「要求性能墜落制止用器具」を「安全帯」と表記しています。</u>
166	12行目	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、～	166	12行目	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（ <u>第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。</u> ）を調査し、その結果に基づいて、～
170		※8行目下段に右欄を追加	170	9行目	4～5 略
173	9行目	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。	173	9行目	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（ <u>第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。</u> ）を行わなければならない。
178	16行目	11～ <u>37</u> 略	178	16行目	11～ 略
178	最下段	前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第1号から第13号まで、第27号 <u>及び第30号から第36号</u> までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	178	最下段	前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第1号から第13号まで、第27号、 <u>第30号から第36号まで及び第39号から第41号</u> までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
186	4行目	第194条の22（ <u>安全帯等の使用</u> ） 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>安全帯等</u> を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、 <u>安全帯等</u> を使用しなければならない。	186	4行目	第194条の22（ <u>要求性能墜落制止用器具等の使用</u> ） 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用しなければならない。 ※以下、「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み換える（第518条～第521条）